

議第9号

神岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の
方針の変更について（岐阜県決定）

令和2年12月16日提出

岐阜県都市計画審議会

会長 高木 朗義

都政第330号の4

岐阜県都市計画審議会

神岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更したいので、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により諮問します。

令和2年11月26日

岐阜県

上記代表者 岐阜県知事 古田 肇

神岡都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を別のとおり変更する。

神岡都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更理由書

本区域は飛騨市神岡町の一部で形成されています。圏域としては飛騨圏域に属しますが、他の都市計画区域（高山都市計画区域、古川都市計画区域）に隣接しておらず、土地利用上のつながりなどはみられません。いずれも(国)41号で結ばれており、機能の分担や連携が必要とされています。

また、本区域は(国)41号で結ばれる高山市と富山市の間に位置しています。さらに、公共交通機関についても、路線バスが本区域と両市等の市街地間で運行されています。

このように本区域は、高山市と富山市を結ぶ交通の要衝であるとともに、広域交通ネットワークを軸とした3都市計画区域が一体となった都市機能を担う地域としての役割を担っています。

このようなことから、本区域の都市づくりの基本理念を「活力があり、安全・安心で快適な、誇りもてる都市の創造」と設定し、「誰もが働きやすく、活躍できる元気な都市づくり」、「社会の変化に対応した、新しい価値を創造する都市づくり」、「様々な人びとが交流できる都市づくり」、「誰もが何時までも元気に暮らせる都市づくり」、「お互いに支えあい、みんなで創る都市づくり」、「豊かな自然、伝統文化等の地域資源を活かした都市づくり」、「誰もが誇りを持ち、何時までも住み続けたい都市づくり」を目標として、都市づくりを進めます。

本区域における以上のような都市の将来像について、2018年（平成30年）に実施した都市計画基礎調査結果等を踏まえ、都市の発展の動向、人口等の現状及び2030年（令和12年）を目標年次とした将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設及び市街地開発事業等についてのおおむねの配置、規模等を定め、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、別のおおむねの変更するものです。

議第9号

神岡都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（岐阜県決定）
に関する補足説明

1 変更内容

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に定める、「都市計画の目標」、「区域区分の決定の有無及び区域区分を定めるときはその方針」、「土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針」のうち、以下の項目について変更する。

なお、基準年は平成22年から令和2年に、目標年次は平成32年から令和12年に変更する。

【主な変更(追加)内容】

①土地利用の方針

- ・低・未利用地（空き地・空き家）の活用による住環境の整備
- ・市街地における建築物の密度の構成に関する方針

②都市計画基礎調査の反映

2 関係機関との協議

国土交通大臣及び飛騨市

3 縦覧期間

令和2年11月2日から令和2年11月16日まで

4 意見書

なし

神岡都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(神岡都市計画区域マスタープラン)

岐 阜 県

目 次

1	当該都市計画区域における現状と課題	1
1-1	既定計画におけるまちづくりの方針	1
1-2	まちづくりの現況	1
1-3	当該都市計画区域の課題	3
2	都市計画の目標	5
2-1	都市づくりの基本理念	5
2-2	地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）	5
2-3	各種の社会的課題への都市計画としての対応	7
2-4	当該都市計画区域の広域的位置づけ	9
3	区域区分の決定の有無	10
3-1	区域区分の有無	10
4	主要な都市計画の決定の方針	12
4-1	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	12
1.	主要用途の配置の方針	12
2.	市街地における建築物の密度の構成に関する方針	12
3.	市街地の土地利用の方針	13
4.	その他の土地利用の方針	13
4-2	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	14
1.	交通施設の都市計画の決定の方針	14
2.	下水道及び河川の都市計画の決定の方針	15
3.	その他の都市施設の都市計画の決定の方針	16
4-3	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	17
1.	主要な市街地開発事業の決定の方針	17
2.	市街地整備の目標	17
3.	その他の市街地整備の方針	17
4-4	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	17
1.	基本方針	17
2.	主要な緑地の配置の方針	18
3.	実現のための具体の都市計画制度の方針	19
4.	主要な緑地の確保目標	19

1 当該都市計画区域における現状と課題

1-1 既定計画におけるまちづくりの方針

神岡都市計画区域(以降、「本区域」という。)を構成する飛騨市では、飛騨市総合政策指針(2020年度～2024年度)において、飛騨市が目指す5年後の将来像を『みんなが楽しく心豊かに暮らせるまち』としています。そして、将来像の実現のため、政策スローガンである『元気で あんきな 誇りの持てるふるさと飛騨市』の3つの柱に細分化し、人口減少先進地としての全国モデルとなるまちづくりを推進するとしています。

【3つの柱】

- | |
|---|
| <p>(1) 元気な飛騨市づくり —しごとを守る—</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 誰もが働きやすく、活躍できる元気なまち ◆ 変革への挑戦を続け、新しい価値を創造するたくましいまち ◆ 様々な人や地域との交流から所得を生み出すまち <p>(2) あんきな飛騨市づくり —まちをつくる—</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 誰一人取り残されず大切にされる思いやりのあるまち ◆ お互いを家族のように思い、支えあえるまち ◆ 生涯現役で自分らしく暮らせる健やかなまち <p>(3) 誇りの持てる飛騨市づくり —ひとを伸ばす—</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 子ども達の生きる力を地域一体で育む学び豊かなまち ◆ 一人ひとりの頑張りを応援し互いに尊敬しあえるまち ◆ 豊かな環境と個性ある地域資源を大切にす誇り高いまち |
|---|

1-2 まちづくりの現況

本区域は、人口減少や少子高齢化が進行する中で、市街地では空洞化がみられ、市街地の拡大の可能性は少ないと考えられます。

古くからの住宅地以外は基盤が整備され、都市計画道路も見直しを予定している路線以外は、概成済みを含め整備済みとなっています。

また区域内にある、自然・歴史・文化資源等を保全・活用し、魅力ある都市空間の形成を進めています。

(1) 人口の動向

- ・人口は、減少傾向にあり、6,284人(2015年)となっています。
- ・老年人口は(65歳以上人口)の割合は43.4%(2017年)、年少人口(15歳未満人口)の割

合は9.1%（2017年）となっています。

(2) 土地利用の動向

- ・本区域は、飛騨市神岡町のうち1.6%を指定しており、用途地域は指定されていません。
- ・市街地は、高原川沿いを中心に広がっています。
- ・高原川周辺の商店街の衰退により、活気やにぎわいが減少しています。
- ・市街地では、空き地・空き家が増加するなど、空洞化がみられます。

(3) 生活環境の整備状況

- ・都市計画道路は、14路線（17,150m）が決定されており、12,390m、72.2%（2018年度末）が整備済みとなっております。
- ・広域幹線道路として富山市、高山市、上宝方面との交流の役割を担う(国)41号、(国)471号については、一部の区間で整備が進められています。
- ・土地区画整理事業により整備された地域については、良好な交通環境となっております。
- ・古くから住宅地が形成された地域等においては、緊急車両の通行が困難な幅員の狭い生活道路がみられます。
- ・市街地の一部の生活道路は歩行者と自動車が共存できるような整備を行っていますが、未整備箇所もあり歩行者が安全・安心に歩くことのできる歩道空間が十分に整備されていません。
- ・公共交通機関としては路線バス及び市営バスがありますが、鉄道は運行していません。
- ・高齢者の利用が大半を占める公共交通機関について、バリアフリーに対応した車両の整備が図られていません。
- ・都市計画公園の状況(2018年度末)は、街区公園が3箇所(0.34ha)近隣公園が1箇所(1.0ha)、地区公園が1箇所(4.10ha)、特殊公園が1箇所(2.40ha)都市計画決定されており、特殊公園以外は全て供用済みであり、特殊公園は2.30ha（95.8%）が整備されています。
- ・都市計画区域一人あたりの都市公園面積は、14.5㎡/人（2018年度末）となっています。
- ・公共下水道整備計画は、処理計画面積216haで処理計画人口は3,900人となっており、汚水処理人口普及率は92.1%（2018年度末）です。
- ・高齢者の増加により、高齢者や障がい者に配慮したまちづくりを図っています。
- ・巨大地震や集中豪雨及び台風などに備え、公共施設の耐震化、治水対策、防災拠点の整備、建築物が密集している地区の安全性の強化など、災害に強いまちづくりを推進しています。
- ・降雪の多い地域であることから、道路の安全な通行を確保するために除雪作業を行っています。

(4) 自然環境等の状況

- ・本区域内には、高原川が流れており河川沿い及び高台にある傾斜緑地は良好な自然景観を形成しています。
- ・本区域中心部には、歴史・文化施設が点在し、また、自然豊かな高原川が流れているものの、これら豊かな資源を十分に活かしきれていません。
- ・神岡鉱山の地下空間を活用したニュートリノ観測施設により、宇宙素粒子観測で世界の先端を行くまちとして注目を集めています。
- ・農地の耕作者の高齢化が進んでおり、今後ますます耕作放棄地が増えることが予想されます。

1-3 当該都市計画区域の課題

まちづくりの現況を踏まえた本区域の課題は以下のとおりです。

(1) 適正な土地利用誘導による集約型都市構造への転換

- ・市街地の無秩序な拡大を抑制するために適切な対策を検討する必要があります。
- ・今後とも人口減少が見込まれることから、生活利便性の維持・向上を図り、暮らしやすいまちづくりを図る必要があります。
- ・市街地内の空き地・空き家等の有効活用を図る必要があります。

(2) 土地利用、市街地整備の計画的な展開

- ・都市の活力を生み出すための、新たな商業用地や住宅用地の確保が必要となった時は、自然環境や営農環境等に配慮する必要があります。

(3) 都市基盤整備の充実

- ・富山市、高山市、上宝方面との交流の役割を担う広域幹線道路については、一部が未整備となっていることから、整備の促進が必要です。
- ・自動車社会に対応した都市基盤の整備推進を図る必要があります。
- ・高齢者や障がい者に配慮したまちづくりを図る必要があります。
- ・公共交通機関の利便性の向上に向けた環境の整備が必要です。
- ・子育て世代が安心して小さな子どもたちを遊ばせられる場が少なく、遊び場の整備が必要です。

(4) 都市の安全・安心の確保

- ・安全・安心に歩くことのできる歩行空間の整備や、緊急車両の通行が可能な道路の整備を図る必要があります。

- ・災害に強いまちづくりの推進が必要です。
- ・地域のつながりが弱くなり、地域の担い手不足により、これまで助け合いで行われてきた除雪作業や災害時の避難等に支障が出てきており、対策が必要です。

(5) 自然環境との共生、環境負荷の軽減

- ・良好な都市景観を考慮した、適切な自然環境の維持管理や豊かな自然環境との共生を基本とした地域づくりが必要です。
- ・水質の保全及び浄化に配慮した、公共下水道の整備や地域が一体となった資源循環型社会の育成が必要です。

(6) 都市の個性や魅力づくり

- ・本区域の個性であり都市景観の形成に重要な山林の保全が必要です。
- ・中心商業地においては、区域の中心としてふさわしいにぎわいと、良好な景観形成が必要です。
- ・歴史や伝統文化にふれることのできる、施設の充実とそれにふさわしい景観形成が必要です。
- ・「スーパーカミオカンデ」等の先端科学技術を活かしたまちづくりを図る必要があります。
- ・現在ある観光資源の振興を図り、滞在時間を延ばし、滞在型観光推進のための環境整備を図る必要があります。
- ・近年市街地の空き家を改修したゲストハウスがインバウンドの受け皿となっていることから、さらなる振興を図る必要があります。

2 都市計画の目標

2-1 都市づくりの基本理念

本区域における都市づくりの基本理念を以下のとおり設定します。また、この基本理念を実現するため、7つの目標を設定し、都市づくりに取り組みます。

また、飛騨市における本区域の将来像を『自然・歴史・技術を活かした活力ある 快適な都市』とします。

【都市づくりの基本理念】

活力があり、安全・安心で快適な、誇りもてる都市の創造

【都市づくりの目標】

- ◆ 誰もが働きやすく、活躍できる元気な都市づくり
- ◆ 社会の変化に対応した、新しい価値を創造する都市づくり
- ◆ 様々な人びとが交流できる都市づくり
- ◆ 誰もが何時までも元気に暮らせる都市づくり
- ◆ お互いに支えあい、みんなで創る都市づくり
- ◆ 豊かな自然、伝統文化等の地域資源を活かした都市づくり
- ◆ 誰もが誇りを持ち、何時までも住み続けたい都市づくり

2-2 地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）

本区域を地域の特性をもとに、「商業地域」、「住居地域」、「工業地域」及び「森林・緑地地域」の4つの地区に区分し、地域毎のまちづくりのイメージを示します。

〔1〕商業地域

- ・高原川左岸に形成されている商業地については、高原川の豊かな自然環境を活かした潤いのある都市空間と、多様化する消費者ニーズに対応した都市機能が共生する、人が集いにぎわう商業地を目指す地区とします。
- ・中心部を貫く(都)船津古川線沿道は、にぎわいのシンボルとしてふさわしいまち並み景観を形成するとともに、地域コミュニティ活動の拠点となる地区とします。

〔2〕住居地域

- ・高原川東側の住宅地は、「神岡城」、「史跡江馬氏館跡公園」等の歴史・文化を継承する施設

等が立地し、また福祉施設等も立地していることから、歴史・文化や福祉を活かした住宅地地区とします。

- ・ 古くからの住宅地については、昔ながらのまち並みを形成し、中心商業地に近接する利便性と快適性をあわせ持つ良好な住宅地地区とします。
- ・ 土地区画整理事業により住宅地が形成されている地区については、UターンやJターン等の受け皿としての住宅地でもあり、緑があふれる潤いのある居住空間、さらには多様化する生活ニーズに対応した質の高いゆとりある住宅地地区とします。

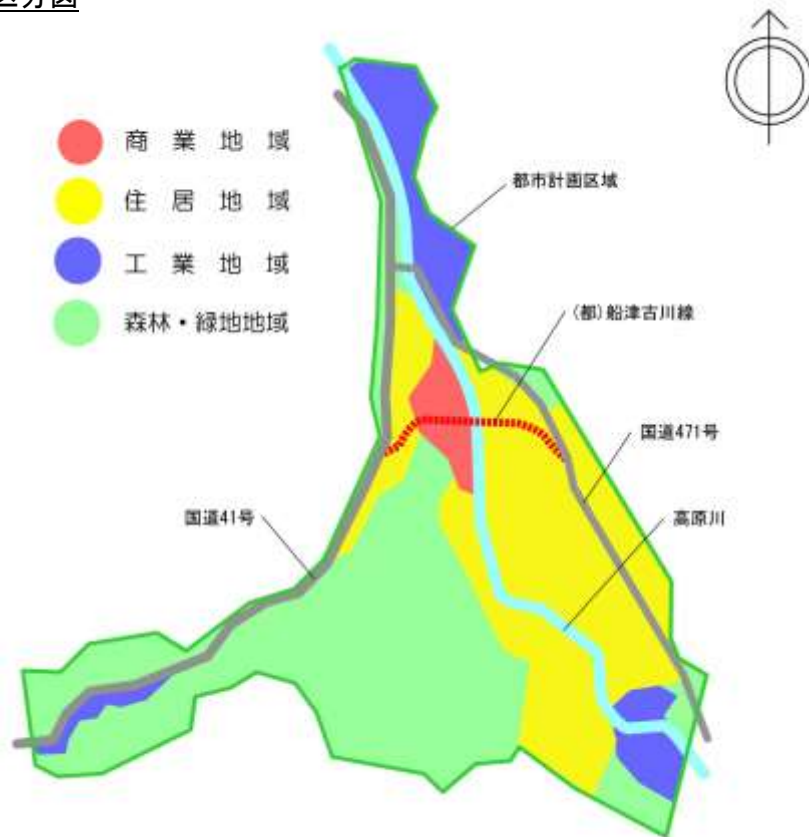
(3) 工業地域

- ・ 本区域の北部や南部に位置する大規模工場については、地域の産業機能を担う地区として高度な産業が集積する工業地地区とします。
- ・ (国)41号沿いの他地域と宅地としての連続性を持たない、工場と住宅が立地した地域については、地形的条件から今後も他地域と宅地としての連続性を持つことは難しいことから、現在のコミュニティ単位での住工が共存する地区とします。

(4) 森林・緑地地域

- ・ 本区域の中心部を貫く高原川沿いについては、自然と調和した親水空間や歩行空間による良好な緑地空間の地区とします。
- ・ 本区域の南部に形成される山林については、自然豊かな潤いのある都市空間を演出する緑地空間が形成された地区とします。
- ・ 優良な農地については保全を図り、潤いのある緑地が残る地区とします。

図：地域区分図



2-3 各種の社会的課題への都市計画としての対応

社会的課題に対する本区域における都市計画上の対応は以下のとおりです。

(1) 適正な土地利用誘導による集約型都市構造の実現

- ・ 高原川沿いに広がる市街地を、中心市街地として、病院や商店街、公共サービス機関、福祉施設、文化施設等の生活機能がコンパクトに集約した暮らしやすいまちづくりを推進することにより、集約型都市構造の実現を図ります。
- ・ 新たな住宅需要に対しては、既存の市街地内の空き地・空き家を活用して、都市機能の集約化を図ります。

(2) 土地利用、市街地整備の計画的な展開

- ・ 広域道路網を活用し都市の活力を生み出すために必要な産業用地の確保や、良好な居住環境の形成等のために必要な場合には、周辺の自然環境や営農環境等との調和に十分に配慮しつつ計画的な整備を行います。

(3) 都市基盤施設の整備・充実

- ・広域幹線道路については、未整備区間の整備の促進を図ります。
- ・自動車社会に対応し、都市計画道路をはじめ、日常生活に必要な道路の整備を図ります。
- ・道路や、各種公共施設、公園・トイレ等を整備するにあたっては、高齢者や障がい者をはじめ、すべての人が安心してまちに出かけられるよう、都市のユニバーサルデザイン化を図ります。
- ・公共交通は、通勤、通学、買い物等、住民のニーズを把握したうえで、効率的な整備を図ります。
- ・小さな子供が多く集まる公園の遊具更新やベビーシート等の環境充実を推進します。

(4) 都市の安全・安心の確保

- ・緊急輸送道路は、地震発生後の緊急輸送確保の観点から、広域的な役割を果たすもの、地区内の役割を果たすものといった役割分担を図り、交通ネットワークの構築を図ります。
- ・警察、消防、自衛隊等の緊急活動の円滑化を図るため、通行可能な道路幅員の確保に努めます。
- ・中心商業地周辺や高原川左岸の古くからの住宅地については、建築物の不燃化や耐震化を図ります。
- ・災害時に応急対策活動の拠点となる公共施設の不燃性・耐震性の向上、また、ライフラインの耐震性の確保を図ります。
- ・河川については、洪水による河川災害を防ぐため河川改修を推進します。
- ・都市型水害や土砂災害等による被害を軽減するため、新たな開発の抑制、警戒避難体制の整備、雨水流出抑制施設や砂防施設の整備などを図ります。
- ・山地については、必要に応じて治山事業を実施し防災機能を高めるとともに、土砂の流出防備、山腹の崩壊防止機能を有する保安林の拡充を促進します。
- ・街頭防犯カメラ・街路灯の設置、道路や公園等を防犯に配慮した構造とするなど、犯罪が発生しにくい環境づくりに努めるとともに、地域住民の自主防犯活動の促進や監視体制の強化を図ります。
- ・交通事故抑制のため、歩道の整備や交差点の改良に努めるとともに、交通安全施設の整備を図ります。
- ・克雪対策として流雪溝・消融雪施設の整備と水源の確保に努めるとともに、冬季の交通安全確保、除雪の円滑化を図ります。

(5) 自然環境との共生・環境負荷の軽減

- ・高原川や山田川河畔においては、親水空間や自然を活かした緑地空間を整備することによ

り良好な景観形成を図ります。

- ・山林や高原川は、動植物の生息の貴重な場であるとともに、空気の浄化作用やその他多様な公益機能を担っていることから、これらの自然環境の保全に努めます。
- ・下水道は、河川等の水質汚濁を防止する役割を担うことから、公共下水道の整備を推進し、水環境の保全に努めます。
- ・ごみの発生と排出の抑制を基本とし、ごみの区分分別の拡大やごみステーションの適正な配置等を行うことにより、ごみの少ない社会づくりを目指します。
- ・ごみのリサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の構築を目指します。

(6) 都市の個性や魅力づくり

- ・山林は財産であるとともに、本区域における都市景観の形成の重要な要素の 1 つであることから適切な保全及び管理を行い、乱開発や乱伐の防止に努めます。
- ・(都)船津古川線沿いの中心商業地については、その位置付けにふさわしい良好な都市景観形成を図ります。
- ・歴史や文化・交流施設が点在する住宅地については、神岡町地域の歴史性・文化性に配慮した都市景観形成を図ります。
- ・「スーパーカミオカンデ」などの先端科学技術を活かしたまちづくりを図ります。
- ・だれもが楽しめる観光地づくりのため、ネットインフラの整備やハード・ソフト両面のバリアフリー化を促進します。
- ・空き家等を活用したゲストハウスなど長期滞在しやすい宿泊環境の整備等の支援を図ります。

2-4 当該都市計画区域の広域的位置づけ

本区域は飛騨市神岡町の一部で形成されています。圏域としては飛騨圏域に属しますが、他の都市計画区域（高山都市計画区域、古川都市計画区域）に隣接しておらず、土地利用上のつながりなどはみられません。いずれも(国)41号で結ばれており、機能の分担や連携が必要とされています。

また、本区域は(国)41号で結ばれる高山市と富山市の間に位置しています。さらに、公共交通機関についても、路線バスが本区域と両市等の市街地間で運行されています。

このように本区域は、高山市と富山市を結ぶ交通の要衝であるとともに、広域交通ネットワークを軸とした3都市計画区域が一体となった都市機能を担う地域としての役割を担っています。

3 区域区分の決定の有無

3-1 区域区分の有無

本区域の現状及び今後の見通しを分析し、「都市的土地利用の拡大の可能性」及び「良好な環境を有するコンパクトな都市の形成」及び「緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮」の視点から区域区分の有無を定めます。

(1) 本区域の現状及び今後の見通し（展望）

① 地形その他の地理的条件

- ・周辺を急峻な山地に囲まれた高原川沿いの限られた平坦部に住宅地等が形成されています。

② 人口の増減及び分布の変化並びに今後の見通し

- ・本区域の人口は減少傾向にあり、2015年は約6千人で、今後の将来人口は約5千人（2030年）へとさらに減少が見込まれます。

③ 産業の業況及び今後の土地需要の見通し

- ・製造新出荷額及び商品販売額は、微増すると推計されています。一方で、人手不足が明らかになっており、特に製造業、建設業の人材が不足しています。このことから「新たな企業誘致」から「既存企業の支援」への転換が必要になっています。

④ 土地利用の現状等

- ・住宅地は、高原川周辺に中心商業地を取り囲む住宅地と、(国)471号沿い及び区域南東部に住宅地が形成され、前者は密集市街地であり、後者は土地区画整理事業により良好な住環境が形成されています。
- ・高原川左岸に古くから形成された商業地が形成されています。
- ・本区域の北部と南部に大規模工場が立地しているほか、(国)41号沿いに住宅と混在して工場が立地しています。
- ・農地は、本区域西部の限られた範囲にまとまって形成されています。

⑤ 都市基盤施設の整備の現状及び今後の見通し

- ・都市計画道路の整備率は72.2%（2018年度末）ですが、見直しを行い真に必要な路線を優先した整備を進めます。
- ・公共下水道については、都市計画区域人口に対する汚水処理人口普及率は92.1%（2018年

度末)です。

- ・都市計画公園は、歴史公園である史跡江馬氏館跡公園の一部を除いて整備が完了していません。

⑥ 産業振興等に係る計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施の有無

- ・(仮称)富山高山連絡道路(地域高規格道路富山高山連絡道路)が計画されています。
- ・ハイパーカミオカンデが計画されています。

(2) 区域区分の有無

① 都市的土地利用の拡大の可能性

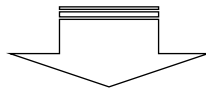
- ・将来人口は減少傾向であることや、現在の市街地以外は山林であり都市的土地利用が容易でないこと、また、新たな都市的土地利用需要には市街地内の低・未利用地の活用を推進することで対応可能と考えられ、市街地の拡大の可能性は低いと考えられます。

② 良好な環境を有するコンパクトな都市の形成

- ・本区域の市街地は山林に囲まれていることから既にコンパクトな市街地が形成されています。また、高原川周辺の中心商業地を取り囲む住宅地においては、防災面や都市基盤等に課題があることから、不燃化・耐震化の促進や都市基盤の整備を計画的に進めています。

③ 緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮

- ・将来的に人口増加が見込まれないことや、山林や丘陵地への開発は計画されていないこと、さらには保安林等の指定状況から、開発等により自然的環境が失われる可能性は低いと考えられます。



以上により、本区域においては、都市的土地利用の拡大の可能性が低く、区域区分によらなくとも良好な環境を有するコンパクトな都市を形成することが可能なことから、区域区分を定めないものとします。

4 主要な都市計画の決定の方針

4-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1. 主要用途の配置の方針

(1) 住居系

① 住居専用宅地

- ・本区域南東部の土地区画整理事業等により基盤が整備された地区は、良好な居住環境の土地利用を図ります。

② 一般住宅地

- ・比較的基盤が整備され、住宅系の土地利用の中に医療、福祉施設が立地した高原川の東の地区は、住宅とその他の施設が共存する土地利用を図ります。
- ・山田川沿いの住居系の土地利用がなされている地区は、居住環境を保護する土地利用を図ります。

(2) 商業系

- ・商業施設が立地し、本区域の商業の中心地として形成されてきた、高原川と山田川に挟まれた地区は、現状の規模を維持しつつ、日常生活を支える身近な商業サービスの提供のため、地域の中心商業地として再生を図ります。

(3) 工業系

- ・本区域の北部や南部に位置する大規模な工場が立地する地区は、工業の利便の増進を図る地区として土地利用を図ります。
- ・本区域南西部の国道41号沿いの住宅又は農地に隣接して工場の立地する地区は、居住環境に配慮しつつ工場と住宅が共存する地区として土地利用を図ります。

2. 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

(1) 住居系

- ・周辺環境との調和を図りながら中密度（容積率200%）を基本として適切に定めます。

(2) 商業系

- ・中心商業地及びその周辺地域は、古くからの市街地であることから、その状況を考慮し高密度（容積率300%以下）とします。

(3) 工業系

- ・ゆとりある就業環境や防災上の安全性を確保するため、中密度（容積率 200%）とします。

3. 市街地の土地利用の方針**(1) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針**

- ・本区域南西部の(国)41号沿いに形成される住宅地と工業地の混在地については、現在の土地利用形態を維持し住工の共存を図ります。

(2) 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・中心商業地周辺や高原川右岸の古くからの住宅地については、建築物更新に伴う建築物の不燃化・耐震化や、不足しているインフラ整備を推進することにより、防災面における居住環境の改善を図ります。
- ・(国)471号と高原川に挟まれた地域や本区域南東部等の土地区画整理事業による住宅地については、道路・水路等の既存施設の適切な維持管理を図ることにより、自然と調和した良好な住環境の維持・向上を図ります。
- ・空き地・空き家に関しては、利活用を検討するとともに、地域の良好な生活環境を保つため、適切な維持管理の促進を図ります。

4. その他の土地利用の方針**(1) 優良な農地との健全な調和に関する方針**

- ・本区域の西部で農業振興地域における農用地区域として指定されている農地については、優良な緑地等の役割を担っていることから保全を図ります。

(2) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定により、無秩序な宅地開発等を抑制するとともに、農地、保安林、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域などは、災害防止の観点から保全し開発を抑制します。また、必要な開発等を行う場合には、雨水・土砂流出の抑制に努めます。
- ・本区域の地形的特徴である河岸段丘により高原川沿いや高低差のある地域に指定されている急傾斜地崩壊危険区域及び本区域北部で周辺を山林に囲まれた砂防指定地では、市街化を抑制します。

(3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・本区域南部に形成される山林は重要な自然環境であり、都市景観の構成要素や空気を浄化

する機能を有し、さらには動物や植物といった生態系を維持する上での重要な要素であることから、乱開発や乱伐の防止を図り、良好な自然環境を保全します。

(4) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・ 集約型都市構造の実現に向け、原則として市街地外での開発は抑制します。
- ・ 計画的な開発は、周辺の自然環境や営農環境等との調和に配慮し、農林漁業に関する土地利用との調整を図った上で許容します。
- ・ 秩序ある都市的土地利用の実現を図るため、特定用途制限地域の指定による計画的な土地利用の規制・誘導を図ります。

4-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1. 交通施設の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

① 交通体系の整備の方針

● 道路

- ・ 富山市、高山市、上宝方面との交流のための広域幹線道路について、区域外の未整備区間において整備が予定されていることから、その整備を促進し、広域交通ネットワークの強化を図ります。
- ・ 都市計画道路にアクセスする生活道路網の充実を図り、交通ネットワークの確立を図ります。
- ・ 都市計画道路については、社会経済情勢の変化を考慮しつつ必要性を検討し、適時適切な見直しを行い、真に必要な路線を優先した効率的な整備を図ります。
- ・ 本区域内に点在する公益施設や歴史・文化施設、さらには中心商業地内を回遊することのできる歩行者ネットワークの確立を図ります。
- ・ 歩行者空間については、高齢者、障がい者等すべての人が安全で快適に散策することのできるような整備を図ります。
- ・ 緊急輸送道路は、地震発生後の緊急輸送確保の観点から整備を図ります。

● 公共交通

- ・ 市営バス及び民間バスは、通学、通院、買い物、入浴等の外出などの支援に重点を置きつつ、企業等と連携し、路線の再編や利便性の向上に努めます。
- ・ 市営バスについては、環境に配慮した低公害車両や、バリアフリーに配慮した車両の導入を促進します。
- ・ 神岡振興事務所や病院等の公益施設への送迎を行うコミュニティバスの拡充整備などもあわせて検討します。

② 整備水準の目標

- ・概ね 20 年後の整備水準として、本区域内における幹線街路の配置密度 3.2 km/km²を目指します。

(2) 主要な施設の配置の方針

道路の種別	路線名
主要幹線道路	(仮称) 富山高山連絡道路 (地域高規格道路富山高山連絡道路)、(国)41 号、(国)471 号
幹線道路	(都)神岡上宝線、(都)船津古川線、(都)船津上宝線、(都)蟻川釣瓶線、(都)釜崎殿線

(3) 主要な施設の整備目標

- ・優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりです。

種別	名称	備考
道路	(国)41 号	一部

2. 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

① 下水道及び河川の整備の方針

● 下水道

- ・公共下水道の早期普及のために、将来的な土地利用の動向や地理的条件等に配慮しながら、普及率の向上に向けた計画・整備を推進します。
- ・下水汚泥などは、豊富な資源やエネルギー源として再利用し、環境負荷の軽減や、循環型社会の再構築に向けて有効活用を目指します。
- ・施設の健全な維持と耐震化による安定的な污水处理環境の整備を推進します。

● 河川

- ・河川については、洪水による河川災害を防ぐため河川改修を推進し、安全で快適な住環境の形成を図るとともに、親水空間としての整備を図ります。
- ・従来から遊水機能を有する土地において、やむを得ない開発を行う場合には、事業者に対して、代替施策の実施により、従前の保水・遊水機能を保全させるなど、総合的な治水対策を推進します。
- ・開発行為による河川への雨水流出量の増加に対しては、調整池等の設置により対処します。

② 整備水準の目標

● 下水道

- ・本区域の概ね 20 年後の整備水準の目標として、合併浄化槽による処理を含めた汚水処理人口普及率 100%を目指します。

(2) 主要な施設の配置の方針

① 下水道

- ・公共下水道は、船津処理区が設定され、神岡浄化センターを配置します。

② 河川

- ・本区域を南北に縦断する高原川及び高原川に流れ込む山田川を位置付けます。

(3) 主要な施設の整備目標

- ・優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりです。

種 別	名 称	備 考
下水道	公共下水道	船津処理区

3. その他の都市施設の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

- ・ごみ処理については、ごみの減量化と再資源化を推進するために、埋め立てごみの資源活用や 24 時間回収ボックスの整備などによるごみリサイクル体制の強化及び官民協働によるごみ減量化運動を推進します。

(2) 主要な施設の配置の方針

- ・可燃物については、本区域外の飛騨市クリーンセンターで焼却処理を行っています。また、不燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみについては、本区域外の飛騨市リサイクルセンターで処理を行っています。
- ・ごみ処理施設は、将来の人口規模に沿った処理施設等の統廃合を検討します。

(3) 主要な施設の整備目標

- ・優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定する施設はありませんが、現在、整備・供用されている施設についての維持、改善を図ります。また、老朽化の進む施設等については更新を検討します。

4-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1. 主要な市街地開発事業の決定の方針

- ・新たな市街地開発事業については、社会情勢及び地域情勢を勘案しつつ、必要に応じて検討します。

2. 市街地整備の目標

- ・優先的に概ね10年以内に実施することを予定する市街地開発事業はありません。

3. その他の市街地整備の方針

- ・本区域の中心商業地及びその周辺については、現在も残る古くからのまち並み形態により、文化やにぎわい、地域コミュニティが育まれてきたという背景があります。このため、現在の市街地形態を維持しつつ、自然と調和した回遊性のある歩行者空間等の整備を図ります。

4-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1. 基本方針

(1) 自然的環境の整備又は保全の方針

- ・山林や農地は、自然の形成や生産の場としてだけでなく、野生生物の生息の場、やすらぎやレクリエーション等の住民が身近に接する緑地であるといった多様な役割を担っていることから維持・保全を図ります。
- ・下水道網の完備や環境に配慮したエネルギー産業の推進、ごみの減量化などの取組みを着実に実行することで、森や、その森が生み出すミネラル豊富な水、そして水が育む動植物を守り、後世に引き継ぐ仕組みの構築を推進します。
- ・豊かな自然環境は、本区域特有の財産であることから、歩きながら自然を感じることでできる歩行空間の整備や、歩行者ネットワークが高原川と交わる部分については、親水空間やポケットパークを配置し、レクリエーション空間の整備を図ります。
- ・公園や緑地は、憩いの場やスポーツ・レクリエーションの場としてだけでなく、災害時の避難場所等として重要な役割を担っていることから、適正な配置・整備を図ります。
- ・住宅地等については住民に身近な公園として各地域の実情に合わせ、多様な役割を担う公園として既存の公園及び緑地の施設充実を含めて、適正な整備を図ります。
- ・点在する社寺等を緑地空間としての利用を考慮して、歩行者ネットワークの整備を目指します。
- ・公園施設長寿命化計画に基づき、古くなった施設及び遊具の更新を行い安心して遊べる公園の改修整備を図ります。

- ・全ての人が利用しやすい公園とするため、バリアフリーに対応した公園の改修整備を図ります。

(2) 整備水準の目標

- ・本区域における概ね 20 年後の都市計画公園の目標は整備率を 100%とし、また現在ある施設の機能更新、維持・保全を図ります。

2. 主要な緑地の配置の方針

良好な自然的環境を構成する主要な緑地について、緑地の機能を以下の系統別に評価し、おおまかな配置の方針を以下のとおりとします。

(1) 環境保全系統

- ・都市の骨格である高原川と本区域南部の山林を、動植物の生息・生育の場となる緑地として維持・保全を図ります。

(2) レクリエーション系統

- ・高原川の西里橋周辺を魚釣りや水遊び等のレクリエーション及び憩いの場として位置付け、坂巻公園をスポーツ・レクリエーションの拠点として配置します。
- ・本区域南部の山林は、散策等の住民が自然を楽しむことのできる緑地であることから、レクリエーションの場として位置付けます。

(3) 防災系統

- ・本区域内の公園、緑地及び河川空間等を災害時における避難地としての緑地として位置付けます。
- ・急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地及び保安林に指定されている山林、農地等の適切な保全及び管理を行い、水源の涵養や土砂流出等の災害防止機能を有する緑地として位置付けます。

(4) 景観構成系統

- ・本区域の中心部を流れる高原川周辺を本区域の魅力を創出する都市景観のシンボルとして位置付けます。
- ・本区域南部の山林を豊かな自然環境を印象づける景観緑地として位置付けます。
- ・史跡江馬氏館跡公園や神岡城がある城ヶ丘公園を歴史景観を有する緑地として位置付けます。

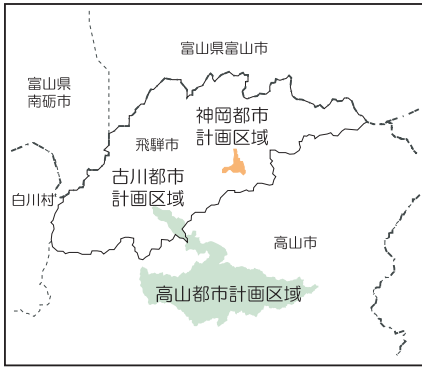
3. 実現のための具体の都市計画制度の方針

配置された緑地について、整備又は保全を実現するために選択する具体の都市計画制度は以下のとおりです。

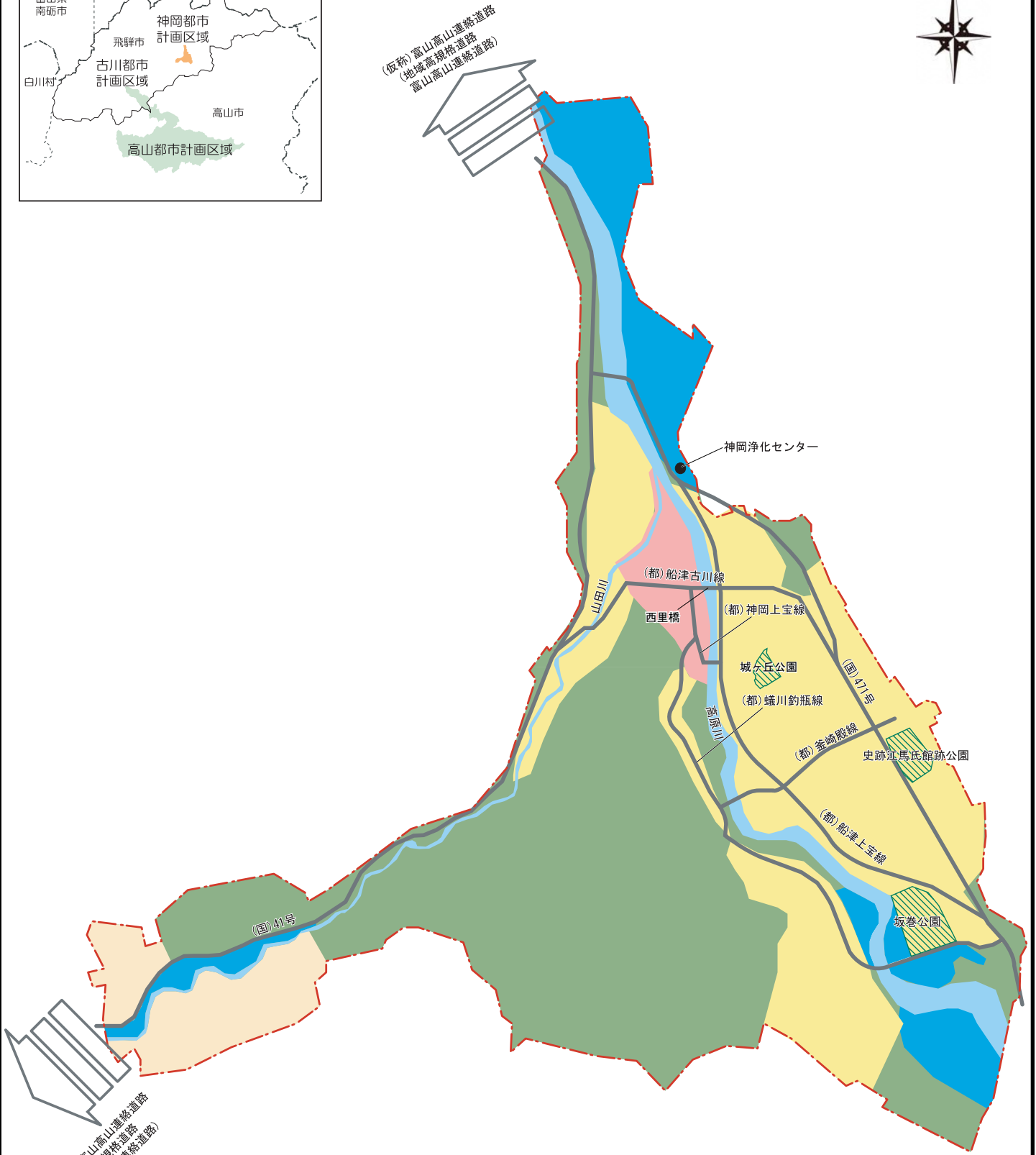
- ・整備済みの都市公園は、引き続き維持・保全します。
- ・良好な自然的環境は、「農業振興地域の整備に関する法律」や「森林法」等に基づき維持します。

4. 主要な緑地の確保目標

概ね10年以内に整備することを予定する具体の公園等の公共空地はありませんが、配置された公園等については、老朽化する遊具等の施設を計画的に点検・修繕し、安心して利用できる環境を維持します。



神岡都市計画区域 総括図



	都市計画区域界		住居系
	主要な道路		商業系
	主要な道路 (構想)		工業系
	主要な河川		その他(農地、集落他)
	主要な公園・緑地等		その他(森林他)
	その他主要な都市施設		